

麻しん（はしか）患者の発生について（第20報）

平成31年3月7日（木）、伊勢保健所に伊勢市内の医療機関から届出があり、検査の結果、麻しん陽性と判明しました。

本公表は、麻しん患者発生について、広く情報提供を行うものです。

報道機関の皆様におかれましては、感染症法の趣旨に則り、個人情報保護の観点から本人等が特定されることがないように、格段のご配慮をお願いします。

【今回、判明した患者の概要】

	性別	年代	居住地	予防接種歴	発生届日	結果判明日	備考
患者51	男性	40歳代	志摩市	不明	3月7日	3月7日	2月18日から25日まで フィリピン滞在

※ 感染を伝播させるとされる期間に、不特定多数の方と施設及び公共交通機関等で、同じ空間を共有したことはありません。

【県民の皆様へ】

麻しん（はしか）を疑うような症状（高熱・発疹・咳・鼻水・目の充血等）が現れた場合は、必ず事前に医療機関へ連絡し、麻しん（はしか）の疑いがある事を伝えてください。受診の際は公共交通機関の利用を控えて医療機関の指示に従って受診をしてください。

※患者と接触した可能性のある方については、個別に注意喚起を行っています。

麻しん（はしか）は感染力が強く、空気感染するため、手洗い、マスクのみでは予防できません。しかし、ワクチンを必要回数接種していれば、麻しん（はしか）に感染する可能性はワクチン接種をしていない人と比べるとはるかに低くなることから、ワクチン接種が最も効果的な予防法です。そのため、以下のことを確認してください。

また、定期接種対象者でまだ受けてない方は、早めの接種をお勧めします。

＜定期接種対象者＞

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

〈確認事項〉

- ① 2回の麻しんワクチンの予防接種を受けている。
- ② 過去に麻しんにかかったことが明らかである。
- ③ 既に発症予防に十分な麻しん抗体価を保有している。

※①から③のいずれにも当てはまらない方は、かかりつけ医療機関に相談のうえ、麻しんワクチンの接種を検討してください。

【県の対応】

県では、県内保健所を中心に他の関係する自治体とも協力し、接触者の健康観察を詳細に行い、早期に情報を把握し発症時の受診勧奨をする等、感染拡大防止に努めています。

また、教育機関や企業等にも協力を求め、十分な免疫を有していない方々に麻しんワクチンの接種検討を促す等、感染拡大防止に向け注意喚起を行っていきます。

【参考】麻しん発生状況：届出数（四日市市保健所分を含む）

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
三重県	2	7	2	1	5	1	0	6	22	3	51 ^{※1}
全国	732	447	439	283	229	462	35	165	189	282	258 ^{※2}

※1：2019年3月8日（本件含む）現在 ※2：2019年2月24日時点